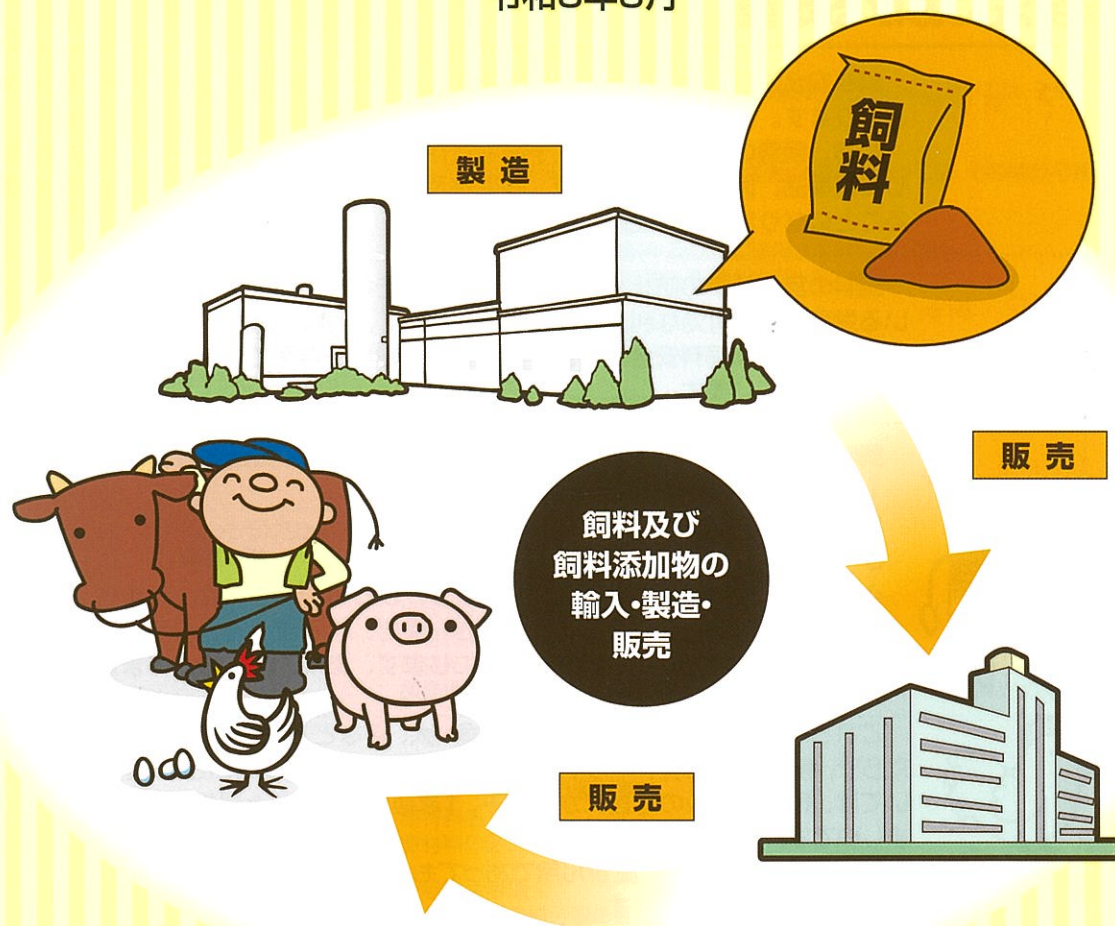


飼料及び飼料添加物を 輸入・製造・販売される皆様へ

～飼料の安全性と品質を守るために～

令和3年3月



飼料等を輸入・製造・販売される皆様は、
安全な飼料を間違いなく畜産農家に届けるとともに、
その飼料を安全に使用するために必要な情報を正しく伝える役割も担っています。
飼料安全法を遵守し、適切な飼料の輸入・製造・流通に努めましょう。

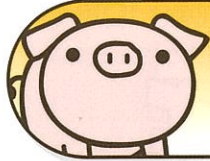
お問い合わせ先

島根県農林水産部 農畜産課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL.0852-22-6951 / FAX.0852-22-6043

島根県ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/> でも情報提供しています。

※島根県ホームページトップのサイト内検索欄に「飼料安全法」と入力・検索のうえ、ご覧ください



飼料安全法を遵守し、適切な飼料の 輸入・製造・流通に努めましょう。

□ 飼料安全法ってどんな法律？

飼料の安全性を確保し、有害物質を含んだ飼料及び飼料添加物の生産や家畜への被害を防止するとともに、飼料の品質の改善を図ることにより、公共の安全と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、飼料に携わる全ての者（飼料・飼料添加物製造業者、輸入業者、販売業者及び使用者など）がそれぞれの立場で遵守すべき事項を定めた法律です。

島根県では、飼料安全法に基づき届出をされた製造・販売業者を対象に、毎年度立ち入り検査を実施しています（輸入業者及び広域的に流通する飼料等の製造業者の立ち入り検査は、国が実施しています）。

□ 飼料安全法における定義

「飼料」とは？ ▶▶▶

飼料安全法では、家畜等の栄養に供することを目的として使用される全ての物が対象となります。

なお、疾病の診療、治療又は予防等を目的として使用される場合は、動物用医薬品として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規制を受けることとなりますので注意してください。

「飼料添加物」とは？ ▶▶

飼料の品質低下の防止や、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、飼料に添加して用いられる物です。

飼料添加物は飼料安全法により指定されており、与えて良い家畜や、添加してよい量が定められています。

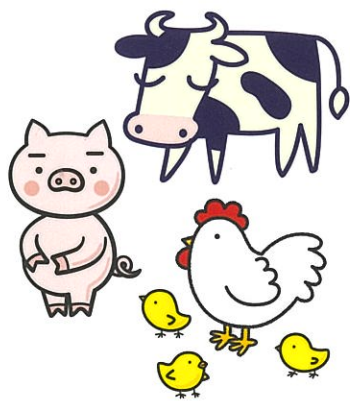
「家畜等」とは？ ▶▶

飼料安全法で規制対象となっている「家畜等」は以下のとおりです。

- 1 牛、豚、めん羊、山羊、鹿、馬
- 2 鶏、うすら
- 3 みつばち
- 4 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんばち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用でないこいは除く）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな

これら以外の愛がん動物（馬、観賞魚、犬、猫など）は飼料安全法では「家畜等」にあらず、与えられる飼料・ペットフードは規制の対象外です。ただし、食用動物の飼料については、飼料安全法の趣旨にかんがみ、「家畜等」の飼料と同様に取り扱われることが望ましいです。

なお、鶏については、愛がん用であっても「家畜等」に該当しますので、愛がん鶏用の飼料は規制対象となります。



「製造業者」とは？ ▶▶

飼料又は飼料添加物の製造を業とする者です。

飼料の小分け業者は製造業者にはあたりませんが、飼料添加物の小分け業者は製造業者にあたります。

飼料の自家配合を行う農家も製造業者にあたりますが、販売を目的としない場合は製造業者としての届出は必要ありません。

（※ただし、上記の「販売」について、無償で譲渡する場合でも、不特定もしくは多数の者への譲渡または譲渡先でさらに他者へ販売もしくは譲渡される場合は、「販売」に含まれます。）

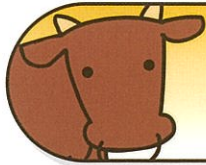
「輸入業者」とは？ ▶▶

飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者であり、個人で使用する目的であっても反復継続して輸入するのであれば、輸入業者としての届出が必要です。

「販売業者」とは？ ▶▶

飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で、製造業者及び輸入業者以外の者です。

なお、飼料の消費者（農家）に自ら生産した農産物（稲わら、豆がら等の副産物を含む）を販売する耕種農家等は、販売業者としての届出は必要ありません。



以下の事項が守られているか、確認しましょう。 (新たに飼料を輸入・製造・販売する場合も、必ず確認しましょう。)

届け出をしていますか？

★新たに飼料の輸入・製造・販売を開始する場合

業 種	提出届の様式	提出先	提出期限
飼料製造業者	飼料製造業者届	農林水産大臣あて (本社の所在する 県庁担当課を経由)	事業を開始する2週間前 まで
飼料添加物製造業者	飼料添加物製造業者届		
飼料輸入業	飼料輸入業者届		
飼料添加物輸入業者	飼料添加物輸入業者届	本社の所在する県庁の 知事あて	
飼料販売業者	飼料販売業者届		
飼料添加物販売業者	飼料添加物販売業者届		

★すでに届け出た内容に変更があった場合(住所・代表者・取扱飼料の種類の変更、支店の開設・閉鎖等)は以下による届け出が必要です。

業 種	提出届の様式	提出先	提出期限
飼料製造業者	飼料製造業者届出事項変更届	農林水産大臣あて (本社の所在する 県庁担当課を経由)	変更後1ヶ月以内
飼料添加物製造業者	飼料添加物製造業者届出事項変更届		
飼料輸入業	飼料輸入業者届出事項変更届		
飼料添加物輸入業者	飼料添加物輸入業者届出事項変更届	本社の所在する県庁の 知事あて	
飼料販売業者	飼料販売業者届出事項変更届		
飼料添加物販売業者	飼料添加物販売業者届出事項変更届		

★事業を廃止した場合は以下による届け出が必要です。

業 種	提出届の様式	提出先	提出期限
飼料製造業者	飼料製造業者事業廃止届	農林水産大臣あて (本社の所在する 県庁担当課を経由)	事業廃止後1ヶ月以内
飼料添加物製造業者	飼料添加物製造業者事業廃止届		
飼料輸入業	飼料輸入業者事業廃止届		
飼料添加物輸入業者	飼料添加物輸入業者事業廃止届	本社の所在する県庁の 知事あて	
飼料販売業者	飼料販売業者事業廃止届		
飼料添加物販売業者	飼料添加物販売業者事業廃止届		

※それぞれの様式は県ホームページからもダウンロード出来ます。

帳簿は備え付けてありますか？

飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、以下の事項について記載した帳簿を8年間保存しなければなりません。

- 1 飼料又は飼料添加物の名称
- 2 数量、荷姿
- 3 年月日
- 4 飼料又は飼料添加物を譲り受け、及び譲り渡した相手方の氏名又は名称

表示票の受け渡しは確実に行われていますか？

飼料添加物、動物性飼料原料、配合飼料、混合飼料などは表示義務のある事項が定められています(動物性飼料原料、配合飼料、混合飼料などの表示事項は4ページの表1のとおり)。

また、それ以外の飼料についても、飼料の名称、製造年月日、製造業者・事業場名(輸入の場合は、飼料の名称、輸入年月日、輸入業者名、輸出国名)などの表示をすることとなっています。

表示票は1袋ごと(バラ製品は販売荷口ごと)に必要です。

飼料や飼料添加物の保管は適切に行われていますか？

飼料安全法では、有害物質や病原微生物等に汚染されていたり、汚染される可能性のある場所や包装・容器で飼料及び飼料添加物を保存してはならないこととされています。

また、飼料等に表示された保存上の注意事項を遵守することとされています。

飼料製造管理者を設置していますか？

以下の飼料等を製造する場合には、事業場ごとに法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置することとされています。

- ①インド産落花生油かすを原料とする飼料
- ②尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
- ③抗菌性物質製剤を含む飼料
- ④飼料添加物

※①及び③については、自家配合農家でも飼料製造管理者を設置する必要があります。

□ 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を守りましょう

BSE発生防止の徹底を図るために、牛やめん羊などの反すう動物に給与される又は可能性のある飼料及び飼料原料をA飼料、農林水産大臣の確認を受けた牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料を水産専用飼料、A飼料及び水産専用飼料以外のものをB飼料と定義し、製造、輸入、流通、保管、給与の各段階で、A飼料に水産専用飼料、B飼料及び動物由来たん白質等(ペットフードと肥料等を含む)が混入することがないように、各事業者が守らなければならない管理の基本的な指針が定められています。

□ 「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を守りましょう

食品残さ等を利用して製造される飼料の安全性確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理の基本的な指針が示されています。従前のガイドラインは廃止のうえ、今年度に本ガイドラインが策定されました。特に動物性たん白質等を含む残さはBSE、アフリカ豚熱、豚熱等の対策のために飼料安全法での規制があり、改正された加熱処理基準等の取り扱いに注意すべき原料があります。

□ 「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」を守りましょう

飼料等の安全性確保のため、原料等の段階から有害物質の混入防止や有害物質が混入した場合に備え、輸入業者、製造業者、農林水産省等が対応すべき指針が示されています。

□ 動物性たん白質・動物性油脂の家畜への給与に関する規制を守りましょう

BSE発生防止のため、牛やめん羊等の反すう動物には、卵や乳製品等を除いた動物性の飼料原料を含む飼料や動物性飼料を給与することが禁止されています。牛の肉骨粉等牛由来の飼料や確認済み動物性飼料・動物性油脂以外の飼料等は豚、鶏等にも給与することが禁止されています。

<飼料原料の利用規制状況>

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など(注1)	豚・馬・鶏	養魚	
動物性たん白質	乳、乳製品				
	卵、卵製品				
	ゼラチン、コラーゲン※	○	○	○	
	血粉、血しょうたん白※	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。) 家さん、魚介類	○	○	○
		牛(SRM等を除く。豚(いのししを含む。以下この表において同じ。) 馬・家さんとの混合を含む)※	×	×	○
		豚、馬又は家さん※ 豚、家さん混合※ (注4)	×	○	○
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉 (チキンミール、フェザーミールを含む)	めん羊・山羊・鹿	×	×	×
		牛(豚・家さんとの混合を含む)※	×	×	○
		豚又は家さん※ 豚、家さん混合※ (注4)	×	○	○
	魚粉などの魚介類由来たん白質※	魚介類	×	○	○
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物、家さん、魚介類	×	○	○	
その他(注5)	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)				
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪たん白質を含まないもの)	ほ乳動物、家さん、魚介類	○	○	○

注1 「牛など」には、牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる。

注2 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳、脊柱等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと。

注3 「※」のたん白質は、要件に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを指す。

注4 「豚・家さん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る。

注5 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外。

<動物性油脂の利用規制状況>

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	給与対象					
		牛		豚	鶏	養魚	
		代用乳	その他				
動物性油脂(注1)	特定動物性油脂(注2)	0.02	○	○	○	○	○
	イエローグリース(注3)	0.15	×	×	○	○	○
	豚(いのししを含む)・鶏由来	0.15	×	○	○	○	○
	SRM等由来(注4)	—	×	×	×	×	×
	回収食用油(注5)	0.02	○	○	○	○	○
		0.15	×	×(注6)	○	○	○
	魚油(注7)	—	○	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×	

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる。

注2 食用油脂のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のもの。

注3 と畜残さ等をレンジングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可。

注4 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと。

注5 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らか場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)。

注6 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可。

注7 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家さん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの。

表1 飼料品質表示基準(表示事項)

1 単体飼料	(1)大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2)魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.3パーセントを超えるものに限る。)
	(3)フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.6パーセントを超えるものに限る。)
	(4)肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5)肉粉	(4)に同じ。
	(6)血粉	(4)に同じ。
2 配合飼料		一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量(環境負荷低減型配合飼料にあっては、その成分の最大量) 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウムの成分量の最小量 りん成分の成分量の最小量(環境負荷低減型配合飼料にあっては、その成分の最大量) 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量(牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量(鶏に使用されるものに限る。) 原材料名 原材料の区分別配合割合
3 混合飼料	(1)とうもろこしと魚粉 又はフィッシュソリュ ブル吸着飼料と を混合したもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(2)フィッシュソリュブル 吸着飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.6%を超えるものに限る)
	(3)糖蜜吸着飼料	一般表示事項 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(4)1並びに(1)、(2)及 び(3)に掲げる飼料 の2種以上を混合した もの又はこれらの1種 以上を混入した飼料 であって、2に掲げる 飼料以外のもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量(植物質性のものが混入されているものに限る。) 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の区分別配合割合
	(5)その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名

備考1 一般表示事項は、次のとおりとする。

- (1) 飼料の名称
- (2) 飼料の種類
- (3) 製造(輸入)年月
- (4) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所
- (5) 製造事業場の名称及び所在地(製造業者に限る)
- 2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びりんの成分量は、飼料の公定規格(昭和51年農林水産省第756号。以下「公定規格」という。)の備考の1によるものとする。
- 3 配合飼料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、公定規格の備考の2によるものとする。
- 4 「揮発性塩基性窒素」とは、水で振とう抽出した試料液を、弱アルカリ性で蒸解して得られる窒素をいう。
- 5 「配合割合」とは、当該飼料中に占めるそれぞれの原材料の重量の該飼料の重量に対する百分率をいう。
- 6 「区分別配合割合」とは、原材料の区分別に、該区分に属する原材料の配合割合を合計したものをいう。
〔注〕原材料は、穀類、そうこう類、植物性油かす類、動物性飼料及びその他に区分する。

表2 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン(抜粋)

<①A飼料の取り扱いがある場合>

区分	実施項目
取 扱 い	A飼料にB飼料、水産専用飼料等が混入しないよう防止対策が講じられているか。
	A飼料にB飼料、水産専用飼料等が混入した場合はA飼料として用いないようにされているか。
	B飼料、水産専用飼料等がA飼料専用の容器等に充填された場合は速やかに洗浄クリーニングされているか。
	定期的な清掃、点検、検査が行われているか。
	洗浄クリーニングは、その効果について事前に十分な検証を行った方法が用いられているか。
	B飼料に牛肉骨粉等が混入しないようにされているか。
	B飼料、水産専用飼料等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業者は作業着の交換、エアー等の混入防止対策を講じているか。
	B飼料、水産専用飼料等を取り扱う施設等をA飼料を取り扱う施設に転用する場合は洗浄クリーニングの実施及び最初に取り扱うA飼料ロットに動物由来たん白質が含まれていないことが確認されているか。
	水産専用飼料を取り扱う施設等をB飼料を取り扱う施設等に転用する場合は洗浄クリーニングの実施及びその後に取り扱うB飼料について牛肉骨粉等が含まれていないことが確認されているか。
	A飼料専用の容器を用いるなど、B飼料、水産専用飼料等の混入防止策が講じられているか。
搬 送	A飼料の搬送経路はB飼料等の搬送経路を共用しないようにされているか。
	B飼料の搬送経路は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の搬送経路を共用しないようにされているか。
	B飼料の搬送にあたり、牛肉骨粉及び水産専用飼料の混入防止策が講じられているか。
	A飼料の製造等設備は原則として閉鎖系とし、不可能な場合は、B飼料、水産専用飼料等の混入防止対策が講じられているか。
製 造	A飼料の包装容器は専用化され、破れ等がないか。
	A飼料の包装設備はB飼料、水産専用飼料等の設備と共用せず、混入防止対策が講じられているか。
	A飼料の製造等設備は原則として閉鎖系とし、不可能な場合は、B飼料、水産専用飼料等の混入防止対策が講じられているか。
輸 送	A飼料の輸送は、原則としてA飼料または反すう動物用飼料専用である旨を表示した容器を用いているか。
	A飼料の輸送に繰り返し使用するトランスバック等の容器はB飼料または水産専用飼料の容器と区別して保管し、清掃クリーニング又は洗浄クリーニングが行われているか。
	B飼料の輸送に使用する容器は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の容器と共用せず、混入防止対策が講じられているか。
	水産専用飼料の輸送にあたり水産専用である旨が表示されているか。

<②A飼料の取り扱いがない場合>

区分	実施項目
取 扱 い	B飼料または水産専用飼料に牛肉骨粉等が混入しないようにされているか。
	定期的な清掃、点検、検査が行われているか。
受 け 入 れ	粉塵等の飛散が最小限に抑えられているか。
	同時に又は連続してA・B・水産専用飼料を受け入れない。
	A飼料の受入口はB飼料、水産専用飼料等のものと隔離されているか。

区分	実施項目
受 け 入 れ	A飼料の受け入れにあたり、当該飼料がA飼料として取り扱われていることを伝票で確認されているか。
	粉塵等の飛散が最小限に抑えられているか。
	同時に又は連続してA・B・水産専用飼料を受け入れない。
	A飼料の受入口はB飼料、水産専用飼料等のものと隔離されているか。
	受け入れに用いる容器、ほうき等のA飼料が直接接触する器具は専用化されているか。
保 管	A飼料の保管には専用の容器又は専用の保管場所が設けられているか。
	飼料等の保管場所は色分けなど人為的ミスの無いよう対策が講じられているか。
出 荷	容器に収められていないA飼料をバルク車等に積載する出荷口は専用化されているか。
	A飼料とB飼料等の出荷口は離れた所に設置し、又は仕切で区分するなどの混入防止対策が講じられているか。
	B飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載する出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の出荷口と共用しないようにされているか。
	包装されたA飼料の出荷はB飼料、水産専用飼料等と区分されているか。
管 理 体 制	飼料業務管理規則を策定し、書面化されているか。
	混入防止対策の責任者を設置し、実地に管理されているか。
	業務管理の実施及びその確認について、内容を記録し8年間保存されているか。
品 質 管 理	A飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について定期的に検査が行われているか。
	飼料品質管理規則を策定し、書面化されているか。
	品質管理責任者を設置し、実地に管理されているか。
	品質管理の実施及びその確認について、内容を記録し8年間保存されているか。

区分	実施項目
管 理 体 制	飼料業務管理規則を策定し、書面化されているか。
	混入防止対策の責任者を設置し、実地に管理されているか。
	業務管理の実施及びその確認について、内容を記録し8年間保存されているか。